令和7年度 栗東市省工ネ家電購入補助金

申請の手引き

栗東市 環境経済部 環境政策課

1. 概要

「栗東市省エネ家電購入補助金」は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、また、地球温暖化の防止及び市民の環境に配慮したまちづくりを促進することを目的として、市内の対象店舗で省エネ家電を購入する方に対して、その購入に要する費用の一部を補助するものです。

2. 補助対象製品

- (I) 家庭用エアコン
- (2) 家庭用冷蔵庫
- (3) 家庭用冷凍庫
 - ○最新の省エネラベルにある省エネ基準達成率Ⅰ00%以上のもの
 - ○令和7年4月 | 日から令和8年2月27日までに対象店舗で購入し、購入者が居住する住宅に設置した新品に限る

3. 対象店舗

滋賀県電器商業組合栗東支部 加盟店(令和7年5月1日現在)

店舗名	住所	電話番号
有限会社デンエイシャ	栗東市小柿 7-4-9	077-552-3698
サノデンカ	栗東市川辺 237-1	077-552-3840
カド電化設備	栗東市綣8丁目7-23	077-553-4086
ハシモト電器	栗東市安養寺 8-7-32	077-552-4671
リットー電化	栗東市小野 256-10	077-552-4620
有限会社ヤマモト電気商会	栗東市御園 1122-2	077-558-2088
ルートーオオタ	栗東市出庭 297	077-552-2017
株式会社ワークスユー	栗東市上砥山 5 8-3	077-558-0209
株式会社優月電気	栗東市小平井 4 丁目 1-4	077-599-5970

4. 補助対象者

補助金の申請ができる方は、次のいずれにも該当する必要があります。

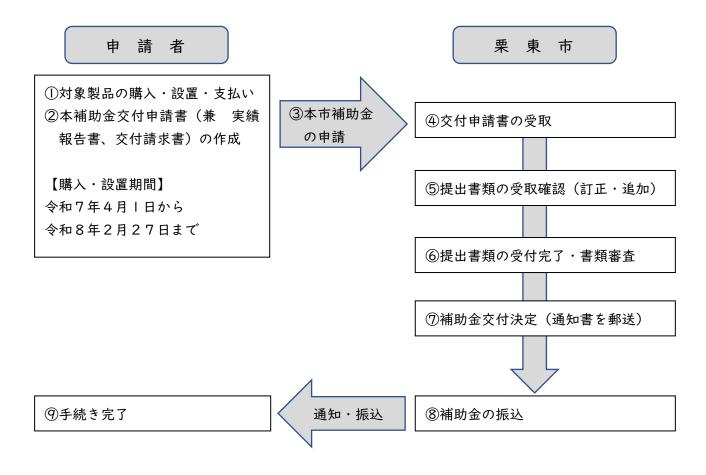
- (1) 栗東市に居住し、住民登録がある方
- (2) 市税を滞納していない方(※1)
- (3) 本人または本人の同居人等が、本補助金交付要綱第3条第3号に規定する暴力団員等でない方。
 - ※ 1 申請時に納期が到来している栗東市税に滞納(分納等を含む)がないこと。

5. 補助額

購入した補助対象製品の本体価格の2分のIの額(千円未満の端数切捨て) ただし、上限を3万円とします。

※据付・工事に要する費用、リサイクル料、消費税及び地方消費税の額は含みません。

6. 補助金申請の流れ



【提出期限】

令和8年2月27日 | 7時 | 5分まで

※先着順で受付を行います。<u>予算の範囲内での補助になりますので、受付の期間であっ</u>ても、申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

7. 交付申請に必要な書類

No.	提出書類	備考
ı	栗東市省エネ家電購入補助金交付申請書	記入例に従って記載をお願いしま
	(兼 実績報告書、交付請求書)	す。
	【様式第1号】	
2	購入日、購入費用及び購入した製品の種類	購入した製品の本体価格等がわかる
	が記載された販売店が発行する領収書また	明細書をつけてください。
	はレシートの写し	
3	購入した製品の型番及び製造番号が確認で	
	きるメーカー等が発行する保証書の写し	
4	○購入した製品を設置した状況の写真	
	○製品の型番・製造番号が確認できる写真	
5	振込先口座の通帳またはキャッシュカード	金融機関名、口座番号、名義人の確認
	の写し	用。
		ネット銀行等で通帳がない場合、上
		記項目がわかる記載箇所を印刷し、
		提出してください。
6	その他市長が必要と認めるもの	補助要件を確認できない場合等、追
		加資料をお願いすることがありま
		す。

上記書類は全て日本産業規格 A4の用紙でお願いします。

8. 交付申請書の受付

交付申請書の受付期間は令和7年5月1日から令和8年2月27日までとします。

また、本市の予算の範囲内での補助になりますので、本市への申請額が予算額に達した時点で、本市への申請受付を終了しますので、できる限りお早めに申請してください。 受付終了後に提出された申請書は返却します。

申請書の提出にあたっては、交付申請書等の記載内容および添付書類について誤りがないようご確認いただき、下記提出先までご持参ください。

【申請書の提出先】

栗東市 環境政策課 (栗東市役所 2階) 〒520-3088 栗東市安養寺一丁目 13番 33号 8時 30 分から 17時 15 分まで(土・日・祝日を除く)

9. 手続代行者

無償で手続きを行う場合に限り、補助対象製品の販売を行う者等に手続きを代行させることができます。その場合は、様式第 | 号に代行者にかかる情報を記入してください。なお、交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。また、代行者は、本手続きの代行で得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成 | 5年法律第57号)に従い、適切に取り扱ってください。

10. 申請の取下げ

交付申請後に何らかの事情により申請を取り下げる場合は、交付決定から I 5 日以内に、速やかに取下げ書(様式第 4 号)を提出してください。

11. 取得財産の処分の制限

補助金交付後に設置した省エネ家電等に変更が生じた場合、取得財産の処分等その他の事項については「栗東市省エネ家電購入補助金交付要綱」に規定がありますのでご確認ください。

12. その他

(1) 市のホームページで様式等をダウンロードすることができます。

URL:

https://www.city.ritto.lg.jp/soshiki/kankyokeizai/kankyo/oshirase/ I362I.html

- (2) 申請書等への記入には、鉛筆・消えるボールペン等は使用しないでください。
- (3) 受付した提出書類は返却しませんので、必要に応じてご自身で控えを取ってください。

【お問い合わせ先】

栗東市 環境経済部 環境政策課 環境政策係

〒520-3088 栗東市安養寺一丁目 | 3番33号

TEL: 077-551-0336

FAX: 077-551-0148

Eメール: kankyoseisaku@city.ritto.lg.jp

記入例

様式第1号(第7条関係)

栗東市長様

令和○年○○月○○日

栗東市省エネ家電購入補助金交付申請書 (兼 実績報告書、交付請求書)

令和7年度栗東市省エネ家電購入補助金交付要綱第7条の規定に基づき、標記補助金の交付について本申請書の記載内容及び添付書類等について誤りのないことを誓約して申請するとともに、実績の報告をします。

また、補助金の交付要件を審査するにあたり、住民基本台帳情報の確認、市税に関する納税状況の確認について、市長が照会・調査することに同意します。

なお、申請のとおり交付決定されたときは、交付決定額を下記交付金の振込口座へ支払われたく請求します。

1 申請者及び手続代行者

1 甲硝	有及い	一形门人	114		
申	住		所		5 2 0 - 3 0 8 8
"				栗東	東市 安養寺一丁目13番33号
請	ふ	りか	な な	Ŋ	りっとう たろう
十者	氏		名	界	栗 東 太 郎
19	電	話 番	号	C	000-000
	1			住販売	所: 販売店が手続を代行する場 売店名: 合は記入してください
	続 f 販 ラ	七 行 記 店			当 者: 絡 先:
- I Nest					いずれかの製品に○を つけてください
2 補助	対象製	品			20 6 (726)
購入	した	補助	対象		該当する製品に○をつけてください エアコン 冷蔵庫 冷凍庫
メー	- カー	名 •	機種	重名	メーカー名 機種名 □□□□□□ △△△△△△△△
機	種	-	型	番	ABCDEFG
省二	にネ	基 準	達成	率	110 パーセント
販 (滋賀リ	売 県電器商業	店 (組合栗)	等 東支部加	名 盟店)	
購		入		日	令和〇年〇〇月〇〇日 滋賀県電器商業組合栗東支部
					加盟店から購入してください

3 補助金の額

A 購入費用 (設置費用及び消費税額除く)	000,000 円
B A×補助率 (1/2)	$\Delta\Delta$, $\Delta\Delta\Delta$ 円
C 補助申請額	△△, 000 円(Bの千円未満切捨て。上限3万円)

4 補助金申請の同意・誓約事項

内 容	同意・誓約欄
(1) 私は、申請日時点で本市に住所を有し、かつ、その住所に所在する住居に居	✓
住しています。	
(2) 補助対象商品は、市内の住居(兼用住居の場合にあっては、居住の用に供す	▽
る部屋)に設置し、新品で未使用のものである。	
(3) 申請者及び申請者の同一世帯人について、過去にこの補助金の交付を受けて	✓
いない。	
(4) 市が補助事業の適正な実施のために設置確認等の調査の申し出があった場合	✓
は、市に協力する。	
(5) 補助金受領後に申請内容等と相違が発生し、補助金額の全部又は一部取消が	✓
なされた場合は、速やかに返還する。	
(6) 申請者及び申請者の同居人等について、栗東市省エネ家電購入補助金交付要	∠
綱第3条第3号アからカまでの規定に該当しない。	

5 補助金の振込先(交付申請者本人のものに限る。)

金融機関名	りっとう銀行
本 支 店 名	りっとう支店
口座の種類	☑普通 □当座 □貯蓄 ※該当するものにチェックしてください。
本人口座番号	000000
本人口座名義	(※カタカナで記入) リツトウタロウ

6 添付書類等

- (1) 補助対象製品の購入日、購入費用及び購入した製品の種類が記載された販売店等が発行する領収書、レシート及び明細書の写し
- (2) 購入した補助対象製品の型番及び製造番号が確認できるメーカー等が発行する保証書の写し
- (3) 補助対象製品の設置状況及び型番及び製造番号が確認できる写真
- (4) 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し(金融機関名、口座番号及び名義がわかるもの。)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

